

近江八幡市ライフデザイン研修 事業所等活用促進事業 実施要項

1. 目的

この要項は、平成26～28年度の地域少子化対策事業において取り組んだ「ライフデザイン構築事業」等を市域全体に浸透させていくため、必要な事項を定めるものとする。

なお、この要項に基づく事業については、平成28年度近江八幡市地域少子化対策重点推進事業において、結婚に対する取り組み「ライフデザイン構築事業」にてプログラム化した「ライフデザイン研修」の普及促進が主な取り組みとなる。この研修の普及促進により、市内の若年者等の結婚・子育てに対するイメージの構築を図り、具体的な「なりたい姿」の構築や行動変容に繋げていく。

2. 事業の内容

(1) ライフデザイン研修 事業所等活用促進事業

ライフデザイン研修の活用意向を示した市内の事業所等（以下、「研修活用希望者」という。）に対して、講師ガイドブック等、下記の研修資料の提供を行い、事業所等での活用・普及を図る。

<研修資料>

- 「ライフデザイン研修」講師ガイドブック
- 冊子「いつかは子どもがほしいと思うあなたへ 知ってほしい3つのこと」
- 冊子「My Life なりたい自分になるために」
- ライフデザイン研修にて使用する資料一式のデジタルデータ

(2) 関連施策の普及促進事業

(1)に基づき「ライフデザイン研修」を実施する事業所等に対して、下記の少子化対策の関連施策を紹介し、同時に普及促進を図る。

- 育パパ手帳
男性が家事・育児の役割を積極的に果たすことを目的に作成した冊子
(平成28年度から子育てガイドブック「ハチピースタイル」に合冊している)
- 近江八幡子育てネットワークのフェイスブック
結婚～子育て期までの切れ目ない情報を発信しているツール
- 結婚・子育てブランディング映像
結婚や子育てに対する不安や嫌悪感等を払拭するため作成したイメージ映像

3. 申請手続き

(1) 研修活用希望者の要件

研修活用希望者の要件は、次のとおりとする。

- ア 市内の企業、事業所
- イ 市内で活動している団体、グループ
- ウ 市内に在住、在勤している個人
- エ その他、市内の若年者等への啓発に資する者

(2) 提出書類

研修活用希望者は、別記様式の使用申請書を1部提出すること。なお、使用申請書については、子ども支援課の窓口及びホームページにて配布する。

「ライフデザイン研修」講師ガイドブック等 使用申請書 1部

(3) 提出方法

子ども支援課窓口への持参、郵送、ファックス、メールのいずれでも可。

ただし、使用申請書の送達確認は、研修活用希望者が自ら行うこと。

4. 許可手続き

使用申請に基づき使用を許可する場合は、郵送または子ども支援課窓口にて、講師ガイドブック等の研修資料の提供を行う。研修資料の提供をもって許可したものとする。

なお、研修活用希望者は、使用申請書の提出をもって、研修の活用実績等の把握に協力するとともに、市に帰属する研修資料の著作権及び著作者人格権を侵害しないことを承諾したものとする。

5. 申請書の提出・問い合わせ先

〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地

近江八幡市 福祉子ども部 子ども支援課

電話：0748-36-5524 FAX：0748-32-6518 E-mail：010427@city.omihachiman.lg.jp